

## 令和6年度動物用医薬品対策事業に係る公募要領

### 1 総則

動物用医薬品対策事業（以下「事業」という。）に係る企画提案の実施については、この要領に定める。

### 2 公募対象の補助事業

公募の対象とする補助事業は、別表に掲げる事業とする。

### 3 事業の実施期間

事業実施期間は、事業の補助金交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

### 4 応募者の要件

#### （1）応募者の要件

事業に応募できる者は、民間団体等（民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会、研究会等。以下これらを総称して「団体」という。）とし、別表に掲げる事業ごとに以下の要件を全て満たす者とする。

ただし、特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができないので、注意すること。

ア 事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

イ 事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること（定款、寄附行為等、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等を備えていること。）。

また、応募に当たっては団体の代表権者の承認を得た事業を担当する代表者を申請者とし、当該代表者は、事業の実施期間中、日本国内に居住し、事業の推進全般及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者とする。

#### （2）公募の対象となる取組及び要件

各事業の公募の対象となる取組及び要件については別表のとおりとする。ただし、以下の取組は本事業の対象とはならない。

ア 他の公の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の取組

イ 事業の成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない取組

### 5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。なお、事業の実施上、必要性が認められない経費は対象とならない。

### 6 補助金の額

補助対象となる事業費については、別表に掲げる事業ごとに別表に定める「補助金の額」の範囲内で事業の実施に必要な経費を助成する。ただし、取組の内容により、特に必要と認められる場合には、この限りではない。

ただし、審査に際しては必要な経費について精査し、その結果により減額するこ

ともある。また、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

## 7 申請書類の作成等

- (1) 別表に掲げる各事業に係る企画提案書（別紙様式1）
- (2) 実施計画書（申請者に関する事項）（別紙様式2）
- (3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式3）
- (4) 提出者の概要がわかる資料（団体概要、定款（寄附行為）、役員名簿等）（様式自由）

## 8 申請書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和6年9月17日（火）午後5時（必着）
- (2) 申請書類の提出先及び事業の内容等に関する問合せ先  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（北別館6階ドアNo.北615）  
電話03-3502-8111（内線）4531  
担当者氏名（別表のとおり）  
ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。
- (3) 提出部数
  - ア 企画提案書 1部
  - イ 実施計画書（申請者に関する事項） 1部
  - ウ 実施計画書（提案内容に関する事項） 1部
  - エ 提出者の概要（団体概要等） 1部
- (4) 提出に当たっての注意事項
  - ア 提出した申請書類は、変更又は取消しができないこと。
  - イ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、無効とすること。
  - ウ 要件を有しない者が提出した申請書類は、無効とすること。
  - エ 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
  - オ 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合にのみ、持参すること。
  - カ 申請書類を郵送又は持参する場合は、応募者ごとに（3）に掲げる提出書類を一つの封筒に同封し、「動物用医薬品対策事業公募申請書類在中」と封筒の表に朱書きした上で、郵送の場合にあっては、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により送付すること。また、提出期限前に余裕を持って投かんするなど、必ず期限までに到着すること。
  - キ 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別表の問合せ先に送付アドレスを確認し、件名を「動物用医薬品対策事業公募申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付すること。また、送付後、必ずメールが届いていることの確認を問合せ先に行うこと。

## 9 企画提案説明会の開催

- (1) 企画提案説明会は必要に応じて開催する。開催する場合は、有効な書類を提出した者に対して、開催要領を別途連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した申請書類の説明を行うものとする。

## 10 事業実施主体の選定

### (1) 審査方法

提出された申請書類について、選定基準に基づき、外部有識者及び行政側委員による選定審査委員会において審査し、事業実施主体となり得る者を選定する。

### (2) 審査の観点

選定審査委員会は、選定に当たり、事業ごとに選定審査委員会が定める企画提案書選定審査項目の各項目を評価し、総合的に判断する。

なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

### (3) 審査結果の通知

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、事業実施主体となり得る者にはその旨を、それ以外の者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知する。

## 11 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

### (1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持つこと。

補助事業中に補助事業費の算定や補助事業の執行に影響を及ぼす事情変更が生じた場合は、遅滞なく農林水産省に報告して指示を仰ぐこと。

### (2) 補助金等の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）に基づき、適正に執行すること。

### (3) 人件費の算定等

本事業における人件費等の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）によるものとする。

### (4) 賃借料等の算定について

賃借施設やリース機器等を補助事業のために使用し、当該賃借料を補助対象経費として計上する場合は、当該賃借施設等を補助事業のために使用したことを合理的に証明できる業務日誌等を整備すること。

### (5) 知的財産権の帰属等

本事業により発生した知的財産権の帰属先は、事業実施主体とする。

なお、事業実施主体は、知的財産権の出願、許諾、譲渡等を行うに際しては、事前に農林水産省と協議すること。

### (6) 事業成果等の報告

事業実施主体は、最大限の事業成果が得られるよう努めるとともに、事業終了後、事業で得られた成果に関する必要な報告を速やかに行うこと。また、事業による取組の成果は、広く普及及び啓発に努めること。